

15歳になったら知っておきたい

What's マイナンバー?



マイナンバーについてもっと詳しく知りたいときは?

ウェブサイト

マイナンバー 検索

マイナンバーのホームページには
動画などいろいろな資料があります。

マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178 (無料)

平日: 9時30分~20時00分 土日祝: 9時30分~17時30分 (年末年始を除く)

※マイナンバーカードの紛失・盗難による、カードの一時利用停止については、24時間、365日対応します。
コールセンターのガイダンスに従ってお進みください。



マイナンバー公式Twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

マイナンバーって知ってる？

ひとりにひとつのマイナンバー

中学生のみなさんも「マイナンバー」という言葉を耳にしたことはあるでしょう。実はこの言葉は通称であり、正式名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」という。)に定める「個人番号」といいます。「むずかしそう…」と感じる人も多いかもしれません。そこで、この本では「どうしてこのマイナンバーができたのか？」を考えてみましょう。



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

目指しているのは「便利な暮らし、よりよい社会！」

目次

マイナンバーとは？	03
マイナンバー制度はなぜ始まった？	04
マイナンバーの利用分野	06
マイナンバーの利用場面	08
マイナンバーの安全対策	10
マイナンバーカードについて	12
マイナンバーカードでできること	14
マイナンバーカードのセキュリティ対策について	16
マイナポータルについて	18

マイナンバーあるある

聞いたことあるけど そもそもマイナンバーって？



たしかに、あらためて考えるとマイナンバーのことよく知らないかも…



マイナンバーのほかに「マイナンバーカード」という言葉を聞いたことがあるけど…？



マイナンバーは、赤ちゃんからお年寄りまで、**ひとりひとりに指定された12ケタの番号**。日本に住民票がある人(外国の人も含れます※1)は、全員が持っている番号です。ポイントは、「その人だけの番号」ということ。番号はランダムに決められているので、たとえ家族であっても番号は連続していませんし、住んでいる地域や性別も番号に関係ありません。

ちなみに、会社や団体などにも「法人番号」という番号が指定されています。法人番号は13ケタの番号になっているんですよ。



マイナンバーは、12ケタの番号そのものを指しますが、「マイナンバーカード」は、マイナンバーが記載された顔写真付きのプラスチック製のカードです。正式名称は「個人番号カード」といいます。このカードは身分証明書として使うことができたり、最寄りのコンビニで住民票の写しなどが取れたりします。マイナンバーカードは**15歳**から自分で申請することができます！(マイナンバーカードについての詳しい説明は、P12へ)



■ みんなにもマイナンバーが通知されています

平成27年10月から12月にかけて、マイナンバーが記載された「通知カード」が簡易書留により郵送されています。「まだ見たことがない」という人もいられるかもしれませんが、保護者の方が大切に保管してくれていると思うので、今度たずねてみましょう。



※1 住民票のある中長期滞在者、特別永住者等の外国籍の人も含れます。

マイナンバーあるある

マイナンバーが
12ケタの番号というのは
わかったけど…
でも、どうしてできたんだろう…



たしかに、
どうしてひとりひとりに
番号が必要なんだろう？



マイナちゃん、
もう少し、
詳しく説明してくれる？



簡単にいうと、役所などで「本人
かどうか、個人を特定しやすくす
る。」ということです。



個人を特定しやすくなることに
よって、役所などは困っている人
を見つけやすくなります。世の中

には、必要な支援を受けられるのに受けてい
なくて困っている人もいます。マイナンバー
があれば、そのような人に必要な支援や給付
を行うことができるようになります。

それに、これからの日本はお年寄りが増え
て、若者が減るといわれています。助けが必要
な人が増えて、支援に必要なお金(税)を納
めてくれる人が減ってきているともいえま

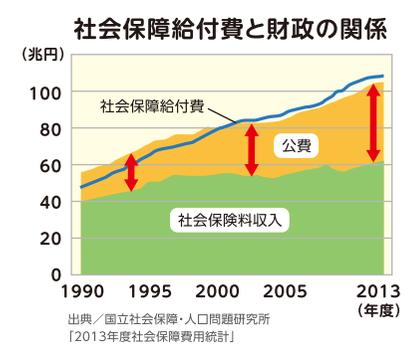
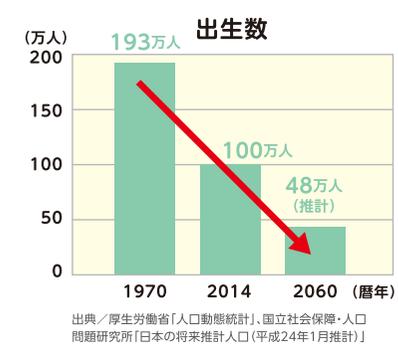
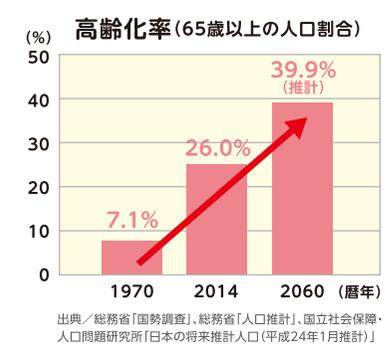
す。限られたお金を本
当に必要なとしている
人への支援に使うた
めに、このマイナン
バー制度がつけられ
たといえます。



マイナンバーが導入される前は、それぞれの
行政機関が、それぞれの番号で個人の情報
を管理していたので、「その人が本当にどれ
だけお金をもらっているのか」「どんな行政
サービスを受けているのか」など、把握する
のに多くの時間と労力を費やしていました。
今後はマイナンバーによって、情報の確認が
しやすくなるので、社会保障の給付を適正に
行うことができるようになります。また、税や社会保障の
負担を不当に免れることや、不正受給などがなくなり、公正・公平な負担と給付が受
けられるようになります。

少子高齢社会が抱える課題について

現在の日本はお年寄りが増え、子供の数が減る「少子高齢化」が進んでいます。高齢化によって増える社会保障の費用を、若者が支えるにも限界があるので、新しい仕組みが必要です。「マイナンバー制度」はこうした社会の変化に対応するために導入されました。



2060年には10人に
4人が高齢者に!

さらに、生まれる
赤ちゃんの数は
今の半分以下に!

社会保障給付費は、社会
保険料だけではまかなえず
公費の負担が増えている



マイナンバー制度の導入で目指す社会

マイナンバー制度の導入によって、所得の状況や社会保障の受給状況を正しく把握できると、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、そして本当に困っている人に必要な支援ができるようになります(公平・公正な社会の実現)。また、行政手続のときに、必要な書類が減るなど国民の負担も減りますし(国民の利便性の向上)、業務のムダを減らすことにもつながります(行政の効率化)。



マイナンバー制度の3つの目的

公平・公正な
社会の実現

国民の利便性の
向上

行政の効率化

マイナンバーあるある

「社会保障に関係ある」と
いわれても
どういうことなんだろう…



マイナちゃん、
「社会保障」って
どんなものを指すの？



「社会保障」とは、何か事情が
あって困っている人の負担を、社
会全体で手助けする仕組みのことで
す。例えば、高齢者や障害を持つ人に給付し
て、安心して暮らせるようにする「年金制度」
がそうだね。

また、社会保障は大人だけでなく、中学生
のキミたちにも関係があるんです。子供たち
が健やかに育つことができるように、保護者
に支給する「児童手当」も社会保障制度のひ
とつですよ。



「社会保障」と
マイナンバーは
どんな関係があるの？



マイナンバーによって、本人を
特定しやすくなるので、手続きがよ
り正確にできるようになります。そ
のため、必要としている人に正しく給付でき
るようになりますし、手続きにかかる時間も短縮
できます。それに、不正受給の防止にも役立
つんですよ。



「社会保障」は、国民が安心して生活できるようにする仕組み

国民が病気やケガ、老化、失業など何らかの事情により、困っている人の負担を、社会全体で手助けをする仕組みのことを「社会保障」といいます。社会保障の身近な例としては以下のものが挙げられます。

社会保障の例

健康保険	年金	雇用保険	児童福祉
病気やケガなどの際に、自己負担を軽くして、医療を受けやすくします。	高齢者や障害者に、安心して暮らせるための年金を給付します。	会社の倒産などで仕事を失った人や育児、介護のため休業中の人に給付を行います。	子供が健やかに育つことができるよう、児童手当の給付や保育園、認定こども園の確保などを行います。

税を正確に集め、公平に使えるようにする



なるほどね!

税とは、みんなが生活に必要な公共サービス(警察・消防や、道路・水道の整備といった「みんなのために役立つ活動」や、年金・医療・福祉・教育など「社会での助け合いのための活動」)を受けるための費用を、国民全員で分担して支払うものです。

会社に勤めている人は、会社が給料の中から税金を差し引いて、国(税務署)や自治体に納めます。また、個人でお店などを経営している人は、毎年、自分で税務署に申告して納めます。

マイナンバー制度導入後、税務署などでは、会社や個人から提出された書類*2などから得られた税に関する情報について、これまでの氏名・住所等に加えて、ひとりにひとつのマイナンバーで結びつけられることにより、それらの情報がより確認しやすくなるので、正確に税を集められるようになります。こうして集められた税が、私たちの生活に密着した公共サービスに使われます。

災害時にもマイナンバーを活用

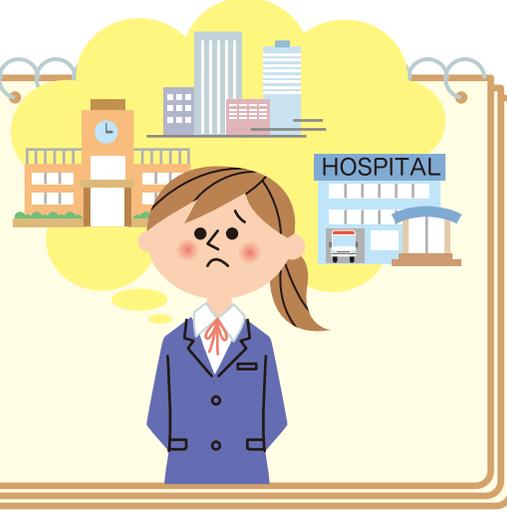
自然災害や大事故が起こったとき、国や自治体が行うさまざまな活動を災害対策といいます。これまでは「避難所にどんな人がいるのか」がわかりづらく、確認するのに時間や人手を必要としていましたが、マイナンバーを活用することによって避難している人の数や性別、年齢が把握しやすくなるので、困っている人に対して、きめ細かな支援ができるようになります。



*2 例えば、①法定調書や②確定申告書です。
①法定調書とは、法律の規定により税務署に提出が義務づけられている資料です。(例：給料を支払った会社が、その支払を受けた人や金額などを記載し、作成する「給与所得の源泉徴収票」など)
②確定申告書とは、個人でお店を営んでいる人などが、1年間の所得金額や税金を自分で計算して税務署に申告するとき作成する申告書です。

マイナンバーあるある

実際にどんな場面で
必要になるのか
まだピンとこないな…



マイナンバーが必要な場面を具体的に教えてほしいな

私たちには、使う機会はないのかしら？

まず、就職したとき、会社にマイナンバーを提供しなければなりません。マイナンバーは、健康保険や年金、税を納める手続きなどに必要になるからです。結婚して子供が生まれたときにも必要となってきます。児童手当などの経済的な支援を受けるときに必要です。それに、福祉や介護の手続きをするとき、年金を受け取る時にも必要です。また、地震などの災害時、支援制度を利用するときにもマイナンバーは活用されます。このように、いろいろな場面で使うことになります。

たしかに中学生のうちは、自分で使う機会ほとんどないかもしれませんが、高校生・大学生になったら使う機会が出てきます。みんなの中にも高校生・大学生になったらアルバイトをする人がいると思いますが、アルバイトの場合でも、アルバイト先にマイナンバーを提供する場合があります。

また、高校や大学に進学するとき、経済的な負担を考えて、奨学金を利用する人もいます。今後は、奨学金の手続きでも、本人や家族のマイナンバーが必要になる場合があります。



就職したら



進学時にも



災害が起こったとき…

大人になったら、さまざまな場面で必要

中学生のうちはまだマイナンバーを利用する機会がありませんが、社会人になるとさまざまな場面で利用することになります。「どんなときに、どのように使うのか」、具体的なマイナンバーの利用シーンを覚えておきましょう。

<p>✓ 就職したら</p> <p>税を納める手続きや雇用保険の手続きなどで勤務先に提供</p>	<p>✓ 子供が生まれたとき</p> <p>児童手当や出産育児一時金などの申請時に市区町村や健康保険組合に提供</p>
<p>✓ お年寄りになったとき</p> <p>年金給付の手続きをするため、年金事務所に提供</p>	<p>✓ 不測の事態で困ったとき</p> <p>○失業してしまった場合、雇用保険の給付のための手続きでハローワークに提供 ○災害に見舞われた場合、支援制度を利用するため、市区町村に提供</p>
<p>✓ お金を増やしたいとき</p> <p>資産運用の手続きで口座を開設するときに、銀行や証券会社に提供^{※3}</p>	<p>いろいろな場面で関係するよ</p>

高校生、大学生になってアルバイトをするかも…そんなときにも必要

アルバイト先では税や雇用保険などの手続きに従業員やアルバイトのマイナンバーが必要な場合があります。その際にアルバイト先にマイナンバーを提供する必要があります。マイナンバーを提供するときには、利用目的をよく確認して提供するようにしましょう。

マイナンバーは今後、奨学金等の申請にも

2017年以降、「高等学校等就学支援金」や「日本学生支援機構」の奨学金等の手続きでも、本人や家族のマイナンバーが必要となる場合があります。

※3 平成30年1月から、税務署の税務調査や生活保護を受給するための資力調査で、お金をどれくらい持っているのかを調べるため、銀行の預貯金口座にもマイナンバーが利用されることになります。

マイナンバーあるある

でも、私たちの大切な個人情報
は本当に大丈夫なの？
漏れないの？



マイナンバーの安全はどんなふうに守られているの？



マイナンバーは始まったばかりの制度ですが、実は海外（アメリカ、韓国など）では、以前から番号制度が取り入れられているんです。日本のマイナンバーは、これらの海外の利用例や問題点を踏まえたうえで、より安全に使えるように考えられています。

例えば、海外の番号制度と比べて、マイナンバーを使う範囲を法律や条例で限定し、「社会保障」「税」「災害対策」の3つの分野でしか使わないようにしているんです*4。



そのほかにも安全につながる対策はあるの？



アメリカや韓国の番号制度では、本人確認は番号の確認のみで済ませていました。一方で、日本のマイナンバーの場合、本人確認はより厳しく行うこととなっています。マイナンバーを利用するときは、番号の確認に加えて、写真付きの身分証明書などを提示する必要があるんです。このように本人確認を厳しくすることで、他人の番号を使って手続をすることができないようになっています。

	日本	アメリカ	韓国
番号制度	マイナンバー（個人番号）	SSN（社会保障番号）	住民登録番号
番号の構成	12桁の数字	9桁の数字	13桁の数字
番号の意味	なし	なし	前半6桁が生年月日
利用可能な範囲	社会保障・税・災害対策に限定	官民共通で広く利用	官民共通で広く利用
民間事業者の利用	番号法に規定のある場合を除き禁止	制限なし	制限なし（2012年から段階的に制限開始）
本人確認	番号および写真付き身分証明書を提示	番号のみで可能	番号のみで可能
個人情報の連携	分散管理（番号を使わず符号を用いて連携）	番号で可能（各組織が個人情報もそれぞれ保管）	番号で可能

*4 将来的には、個人情報の保護に十分注意しつつ、行政運営の効率化を通じて国民の利便性がよりよくなるように、幅広い行政分野での活用や民間での活用も念頭に置いて、検討を行うこととなっています。

マイナンバー制度の安心・安全の確保について

マイナンバー制度では、利用する人の安心・安全を確保するために、法律の面でもシステム運用の面でも、さまざまな対策を講じています。



制度面

- 1 厳格な本人確認（番号の確認と身元の確認）（詳しくはこのページの下へ）
- 2 法律に定めているものを除き、マイナンバーを含む個人情報の取扱い（収集・保管など）を厳しく制限しています。
- 3 個人情報（マイナンバーを含む）の正しい取扱いについて、第三者機関である個人情報保護委員会が監視・監督等を行います。
- 4 「不正」もしくは「不当」に、マイナンバーを取得したり、提供した場合には、厳しい罰則が課せられます。
- 5 自分の個人情報について、行政機関間でやりとりした履歴を確認することができます。（詳しくはP18へ）

システム面

- 1 どこか一か所に情報を集めてしまうことはありません。各行政機関がそれぞれ分散管理しているため、芋づる式に情報が漏れることはありません。
- 2 各行政機関のネットワークでのやりとりには、マイナンバーは直接使いません。解読できない符号に変換し、情報のやりとりを行います。
- 3 各行政機関がやりとりする情報は、複雑に暗号化して行います。

マイナンバー提供時は、利用目的の確認と本人確認書類の提示

マイナンバーを提供するときは、利用目的をきちんと確認し、なりすまし防止のために「番号確認（申請書に記載されたマイナンバーが正しいかの確認）」と、「身元の確認（マイナンバーの正しい持ち主かどうかの確認）」が求められます。これらの2つの確認を併せて「本人確認」といいます。

マイナンバー利用時の本人確認方法

番号の確認	身元の確認
「通知カード」あるいは「番号が記載されている住民票の写し」など	<ol style="list-style-type: none"> 1 「運転免許証」や「パスポート」など、顔写真、氏名、生年月日または住所が記載されているもの 2 ①や「マイナンバーカード」の提示が困難な場合には、年金手帳、健康保険証など氏名、生年月日または住所が記載されているものを2つ以上

マイナンバーカード 1枚でOK!



15歳になったら、自分でマイナンバーカードが申請できます!

マイナンバーカードって何だろう?

マイナンバーカードには、自分のマイナンバーに加え、名前、住所、生年月日、性別などが記載されています。通知カードとの大きな違いは、顔写真とICチップがついていること。このカード1枚で、公的な身分証明書として使うことができます。

マイナンバーカードの申請は、15歳未満の場合、保護者が代理人として申請する必要がありますが、15歳になれば、「自分で」申請ができます。



マイナンバーカード



- 1 **基本の4情報** 氏名、住所、生年月日、性別が印刷されています。
- 2 **写真** 申請時に提出した写真
- 3 **有効期限** マイナンバーは一生使い続ける番号ですが、カードには有効期限があります。20歳未満は5年、20歳以上は10年ごとに更新する必要があります。なお、外国人住民の場合は、在留資格や在留期間によって異なります。
- 4 **臓器提供意思表示** 15歳から、自分の身体に万が一のことがあった場合に臓器を「提供したくない」や「提供したい」という意思を表示することができます。保護者の方とよく話し合い、「提供したくない」「提供したい」などの意思について○や×を記入します。

オモテ面は、身分証明書として使えます!



- 5 **磁気ストライプ** 自治体でマイナンバーカードを利用するときを使う部分です。
- 6 **ICチップ** オモテ面に記載された「基本の4情報(氏名、住所、生年月日、性別)」と顔写真、マイナンバーなどが記録されています。オンラインで行政手続きができるように、電子証明書も入っています。
- 7 **QRコード** マイナンバーが記録されています。
- 8 **マイナンバー** 盗み見されにくいように、数字の後ろはグレーになっています。

いろんな機能がついているよ



マイナンバーカードの申請方法は?

郵送やスマートフォンからの申請は、下の手順にしたがって行います。また、パソコンや町なかの証明用写真機からも申請できます。詳しい手順の方法は「マイナンバー総合サイト/マイナンバーカード交付申請」で検索してください。

(参考)
マイナンバー総合サイト/マイナンバー交付申請
<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/index.html>

郵送での申請方法

- 1 「通知カード」とともに郵送された、「個人番号カード交付申請書」を確認。
- 2 個人番号カード交付申請書に署名、または記名・押印し、顔写真を貼り付けます。
- 3 交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。

スマートフォンからの申請方法

- 1 交付申請書のQRコードをスマホで読み込んで、メールアドレスを登録。
- 2 登録したアドレス宛に通知された申請者専用ウェブサイトへアクセスして、スマホで撮影した顔写真やその他の必要な情報を登録。
- 3 申請完了のメールが届いて完了。

ピピッ



※あらかじめ撮影してなくても、操作中に撮影することができます。

◎通知カードとの違いは?

すでに自治体から郵送されている「通知カード」と「マイナンバーカード」の大きな違いは、顔写真とICチップがあるかどうか。顔写真のない「通知カード」は身分証明書としては使えません。また、マイナンバーカードのウラ面にはマイナンバーが記載されているので、必要な利用場面(詳しくはP8、P9へ)以外では安易にコピーなどされないよう、注意が必要です。



通知カード	マイナンバーカード
マイナンバーがわかる	マイナンバーがわかる
身分証明書としては使えない	身分証明書として使える
マイナンバーの手続きでは、本人確認のための書類が別に必要	ICチップが搭載されていて、行政サービスをスムーズに受けられる

将来に備えて、マイナンバーカード

の便利な使い方を覚えておこう!

マイナンバーカードでできること

ここでは、マイナンバーカードの身近な活用例を紹介します。以下の活用例は、いずれも「12ケタのマイナンバーを使わずにできること」です。

便利になるね!



1 身分証明書として使えます

例えば、レンタルビデオ店の会員になる時、「身分証を見せてください」といわれたことがあるでしょう。マイナンバーカードがあれば、運転免許証や学生証と同様に身分証明書として使えます*5。



2 コンビニで各種証明書を取ることができます

これまでは役所の窓口まで出向いて、証明書を発行してもらう必要がありましたが、マイナンバーカードを持っていれば、最寄りのコンビニで取得できるようになります*6。

- ・早朝から夜(6:30~23:00)まで土日祝日対応(12/29~1/3を除く)
- ・全国約50,000店舗で取得できます。



取得できる証明書の一例

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 戸籍証明書 など



マイナンバーカードの活用シーンの拡大

マイナンバーカードの活用シーンは、今後どんどん広がる予定です。すでにマイナンバーカードを使って図書館の貸出サービスを行っている自治体もありますが、将来的には以下のような活用例も考えられています。

スゴイかも!



将来的な活用例

子育て関係情報の閲覧・お知らせ

- ・予防接種情報の閲覧。
- ・自分のオンライン上のポータルサイトに自治体から予防接種のお知らせが通知され、受診漏れを防止。



民間や自治体のポイントに活用

(商店街などで活用)

- ・民間や自治体のポイントをマイナンバーカード1枚に。
- ・ポイントを貯めて商店街等で活用。



チケットレスサービス

- ・コンサート会場へマイナンバーカードを使ってスムーズに入場。



健康保険証の代わり

- ・医療機関などで健康保険証の代わりとして提示。



選挙の投票入場受付

- ・選挙の投票受付にマイナンバーカードを活用。



*5 マイナンバーは法令で決まった事務以外では提供してはいけないので、身分証明書として使う場合は、専用の保護ケースでマイナンバーを隠して提示するよう注意が必要です。

*6 お住まいの自治体によってサービスの内容が異なる場合があります。

セキュリティ対策は大丈夫？ マイナンバーカードに関する **ウソ** ホント

「マイナンバーカードって便利そうだけど、不安…」と感じる人もいるのでは？
このページでは、マイナンバーカードのセキュリティ対策についてQ&A方式で紹介します。

Q1 偽物のカードを簡単につくることができる？

答え  マイナンバーカードには、さまざまな偽造防止の工夫が施されています。そのため、簡単に偽造されることはありません。



◎マイナンバーカードの偽造防止

① パールインキ	偽造・変造が困難なインキを使用しています
② コピー牽制	コピー機等で複写すると、隠れた文字が浮かび上がるようになっています
③ シェーディング加工	顔写真の貼り替えが困難な加工を施しています
④ レーザーエンレーブ	レーザー光で印字を行い彫り込まれるので印字が消えにくくなり、偽造・変造が困難に
⑤ マイクロ文字	通常のコピー機やプリンターでは印刷できない微細な文字を配置しています
⑥ 彩紋パターン	背景に複雑な模様を施すことにより、偽造・変造が困難に

Q2 マイナンバーカードをなくしてしまったら ICチップの大事な情報を盗まれそう…

答え  ICチップには税や年金、世帯情報などの重要情報は記録されていません。また、ICチップの利用には暗証番号が必要です。仮にICチップの情報を不正に読みだそうとするとこわれてしまうなど、さまざまな安全対策が講じられています。「なくしてしまったかも…」と思ったら、マイナンバー総合フリーダイヤルにお電話してください。カードの機能を一時的に停止することができます。



◆マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 (無料/24時間・365日対応)

Q3

TwitterやInstagramなどのSNSに、マイナンバーを投稿したり、マイナンバーカードの画像をアップしてもOK？

答え



マイナンバーは、個人を特定するための番号です。SNSなど不特定多数の人の目に入る場所に投稿するのは、絶対にやめましょう。



Q4

街頭アンケートなどで、マイナンバーを教えたり、占いサイトでマイナンバーを入力したりするのはOK？

答え



アンケートを装って、マイナンバーや家族構成を聞き出したり、架空の占いサイト上でマイナンバーを入力させる詐欺の手口があります。むやみにマイナンバーを教えないようにしましょう。



Q5

レンタルビデオ店の会員になるとき、「マイナンバーカードをコピーさせてください」といわれたら？

- ① 絶対にダメ ② 両面とも問題ないのでOK ③ オモテ面だけならOK

答え



会員登録にウラ面のマイナンバーは利用できません。顔写真や氏名、住所はオモテ面に書いてあるので、コピーを取られる場合には「オモテ面だけ」と伝えましょう。また、カードはウラ面のマイナンバーなどを隠すビニールケースに入れて交付されますので、ケースに入れたまま使いましょう。



マイナポータルを活用すれば、さらに便利に!

マイナポータルを使うために必要なものは?

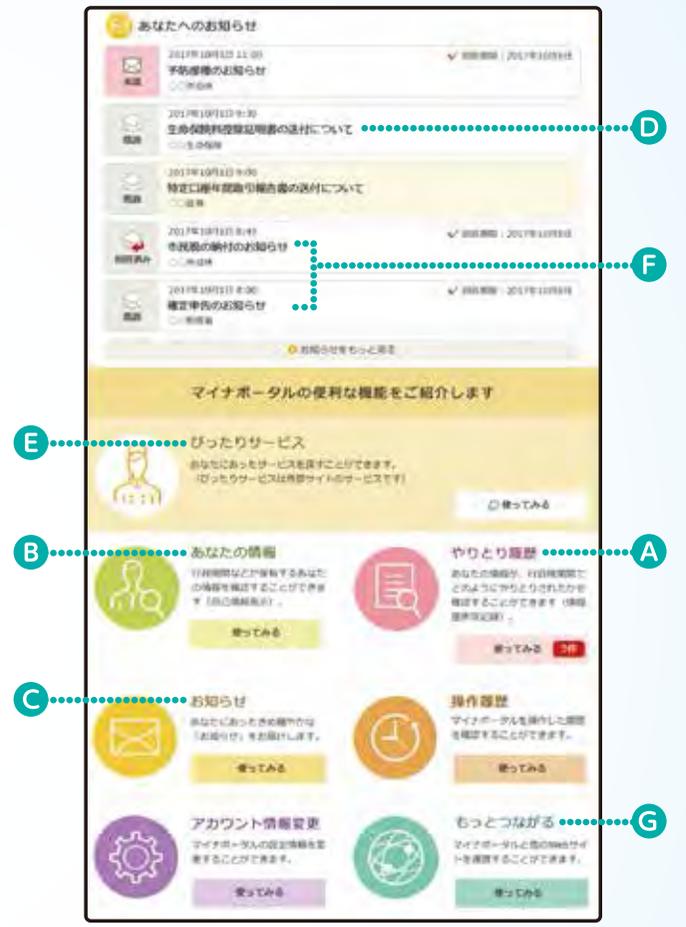
マイナポータルってなんだろう?

マイナポータルは、マイナンバーに関連した行政サービスのポータルサイトです。このサイトでは、次のサービスが利用できるようになります。



A やりとり履歴	あなたの個人情報を、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。
B あなたの情報	行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して、確認することができます。
C お知らせ	行政機関等から配信されるお知らせを受信することができますようになります。
D 民間送達サービスとの連携	行政機関や民間企業等からのお知らせなどを受け取ることができます。
E ぴったりサービス	子育てに関するサービスの検索やオンライン申請(子育てワンストップサービス)が可能になります。
F 公金決済サービス	マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキング(ペイジー)やクレジットカードでの公金決済ができます。
G もっとつながる(外部サイト連携)	外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になります。

マイナポータルのメインメニュー



※上記の画面はイメージです。実際の画面とは異なる場合があります。

マイナポータルを使うときは「パソコン」のほか、「マイナンバーカード」「ICカードリーダーライター」が必要になります。ログインの際に、マイナンバーカードのICチップを、ICカードリーダーライターで読み込む必要があるからです。

将来的にはスマートフォンやタブレット端末、テレビ、コンビニ端末でも、マイナポータルのサービスを利用できるようになる予定です。

<必要なもの>

- ・パソコン
- ・マイナンバーカード
- ・ICカードリーダーライター



具体的にどのようなことが便利になるの?

マイナポータルは、行政に関する手続のワンストップサービス(オンライン申請により、必要とする関連手続をスムーズに行える仕組)を目指しています。例えば、子育て関係の行政手続について、自治体の窓口に行かずに自宅のパソコンからオンラインで申請や審査結果の受け取りができるように。また、引っ越しのとき、住民票の異動や公共料金の精算、固定電話の手続などを、別々の機関で手続することなく、一度にすべてできるようにしようというものです。



みんなの暮らしをナビゲートするよ!

ワンストップサービス例

【子育てワンストップサービス】

児童手当などの経済的支援、妊婦健診や予防接種などの医療健康サービス、保育園や認定こども園などの申し込み、妊娠の届出など、子育てに関する行政手続や情報収集、お知らせの受け取りをマイナポータルからできるようにします。

